

消費税軽減税率制度説明会のご案内

阿蘇税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、是非、お越しください。

- ◎ 消費税の軽減税率制度は、平成31年（2019年）10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。
- ◎ 軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

【開催日時・会場等】

日 時	会 場	備 考
平成30年9月20日(木) 13時30分～14時30分	阿蘇税務署 1階大会議室 (阿蘇市一の宮町宮地 1944)	・ 座席数30席 ・ 要事前申込み
平成30年9月21日(金) 13時30分～14時30分	南阿蘇村役場 2階大会議室 (南阿蘇村大字河陽 1705-1)	・ 座席数50席 ・ 要事前申込み

◎ 阿蘇税務署の駐車場には限りがあります。満車の場合は、お近くの民間駐車場（有料）をご利用ください。

◎ 会場の席数に限りがございますので、参加の際は事前に下記の窓口へお申込み願います。

《申込み・お問合せ窓口》

阿蘇税務署 法人課税部門 (Tel. 0967-22-0551)

※ 税務署にご連絡の際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。